

三郷市立南中学校いじめ防止基本方針（令和7年3月改訂）

はじめに

本校では、目指す学校像を「「夢・絆・感謝」でキラリの南中～一生懸命がかつこいい～」として、三郷の教育四つの礎「授業改善～三郷市第4期学力向上推進3ヵ年計画の推進～」「日本一の読書のまち三郷の推進～日本一『本とふれあえるまち』～」「家庭教育の充実～親の学習・家庭学習の充実～」「夢への挑戦～チャレンジ3・教職員表彰～」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「生徒指導の基本は授業である」を共通理解とし、「授業の心得」を基盤として、教職員一人一人が授業のねらいを明確にし、わかる授業を心がけ、生徒の基礎・基本の定着を図っている。読書活動では、司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、生徒に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな心の育成に努めている。さらには、「家庭教育の充実」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者との連携・協力体制の一層の充実を図っている。

本校において、いじめの防止、早期発見、対応が計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

（1）人間力を高める道徳教育の充実

- ① 道徳の授業では、生徒の心が揺さぶられる教材や資料の取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ② 教育活動全体を通じ、「いじめをしない・させない・見過ごさない」という正義感の強い、人間性豊かな心を育てる。

（2）豊かな体験活動の充実

- ① 学校行事や生徒会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ② 福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育活動に位置づけ、実施する。

（3）生徒会主体の取組

- ① 毎朝、保護者や地域の方々、教職員と一緒に「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。また、近隣の小学校とも連携し、合同でのあいさつ運動を行う。
- ② 生徒一人一人に「いじめ撲滅宣言」をさせ、全学級に掲示し、いじめ撲滅への意識の高揚を図る。
- ③ 「花いっぱい運動」を展開し、心が和む教育環境をつくる。

（4）意識の啓発

- ① 11月を「いじめ撲滅強調月間」と位置づけ、生徒一人一人が「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ② 12月に人権教育週間を設け（1週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

2 早期発見のための対策

（1）日常的なコミュニケーションの充実

- ① 教職員は、生徒に積極的に言葉がけをして、生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ② 「やりとり帳」を活用して、生徒の実態把握と適切な指導に努める。
- ③ 休み時間や昼休み等、生徒の様子に目を配り、「生徒がいる所には、教職員がいる」ことを

目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ① 生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と生徒の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - i いじめ相談窓口（教頭及び教育相談主任）
 - ii 第1教育相談室（野のさと）、第2教育相談室、第3教育相談室（みづぬま）との連携
 - iii さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用
 - iv 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - v 教育相談週間の設定（夏季休業中に実施）
- ② 「心と体の安全点検」を年5回（奇数月、うち2回は家庭で回答）行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

生徒理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようするために、教職員（児童生徒、保護者）を対象に情報モラル研修会（講演会・講習会）を実施する。
- ② ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

当事者双方、周りの生徒から個々に聞き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的な役割分担をして解決にあたる。

(3) 生徒への指導、支援

- ① いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ② いじめを行った生徒に対して、相手の苦しみや痛みに心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者と連携

- ① いじめられた生徒及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童生徒の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ② インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う（吉川警察署、草加児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任、生徒指導主任・生徒指導担当、さわやか相談員・養護教諭、教育相談主任・教育相談担当、スクールカウンセラー

〈活動〉

- ① 早期発見に関すること。(教育相談等)
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

〈開催〉

各月の最終週に実施する定例会(生徒指導部会・教育相談部会)が「いじめ防止対策推進委員会」を兼ねる。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉

- 校長・教頭・教務主任、学年主任、生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任
- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に對し、事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について協議する。
 - ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。